

環境基本計画実行計画の評価対象事業の見直しについて

1 見直しの経緯

(1) 評価の体制等

環境基本計画（望ましい姿1～4）を的確かつ適切に推進するため、“望ましい姿1”については「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（評価対象事業数：15），“望ましい姿2～4”については「環境基本計画実行計画」（評価対象事業数：54）を策定し、それぞれに掲げた事業の取組状況の評価することになっています。

これらの事業は、事業の所管課・室が自己評価を行い、その結果に基づき「和光市地球温暖化対策委員会（望ましい姿1）」と「和光市環境づくり市民会議（望ましい姿2～4）」が評価と市に対する提言を行います。

(2) 現行評価制度の問題点等

ア 評価の適正性

評価対象事業の範囲が多岐にわたり、評価者（対策委員会及び市民会議）の専門性により評価の重点に偏りが生じ易い傾向があります。

イ 評価対象事業の妥当性

評価対象事業の多くが法令等により実施が義務付けられていたり、環境基本計画以外の計画や制度により実施されています。

そもそも法令や他の計画に基づいて実施されている事業を環境基本計画のPDCAサイクルの中で評価することは、「異なる基準による二重の評価」となり、評価の妥当性と事務の効率性の点で問題があると考えられます。

2 見直しの内容等

(1) 見直しの基準

見直しの実施に当たり、「見直しの基準」を環境審議会に諮り、承認を得ましたので、この基準に該当する事業は評価の対象から除外することとします。

【見直しの基準】

ア 法令等に基づき実施される事業

法令及び例規の規定により市が実施することが義務付けられている事業を環境基本計画により評価することの必要性・適正性に問題があるもの。（法令・例規の規定は環境基本計画の定めよりも当然に優先される。）

イ 他計画（制度）に基づき実施される事業

他の計画や制度により実施することとされている事業は、その計画等により当然に実施状況や効果等により評価が行われるため、環境基本計画により評価を実施することは評価の妥当性（二重評価）と事務の効率性に問題があるもの。

ウ 環境基本計画による管理が及ばない事業（実施主体・計画との関連性等）

実施主体や事業の性質から、そもそも環境基本計画で評価するべきではないと考えられるもの。

エ その他

環境審議会の承認を得た上記の基準の他、評価の妥当性の検証により、次に掲げる事業を評価の対象から除外する。

(ア) 事業効果の測定が困難なもの

評価対象事業の取組の中に「情報提供・情報発信」等が多く見られるが、これらの取組は実施した回数・頻度・方法については数値化・言語化することができるものの、評価の対象とすべき「取組により得られる効果」を測定することは非常に困難であるため。（情報提供・情報発信を評価対象とすると、手段の目的化が生じてしまう。）

(イ) 環境基本計画との関連性に問題のあるもの

事業の内容（対象）が環境問題に起因するものや、環境に関連する事柄（語句）が含まれているもので、当該事業の目的が環境基本計画の目的と本質的に異なるものについては評価することができないため。

(ウ) 評価対象事業と実施主体の妥当性に問題のあるもの

対象事業の所管課・室と実施する主体が異なる場合、所管課と実施主体の関係性（協働の有無や度合など）によっては環境基本計画での評価が適切ではないため。

(エ) 環境基本計画が掲げる目標への関連性と貢献度が低いもの

当該事業を実施することで得られる効果が環境基本計画の目標と乖離しているものは評価に適さないため。

(2) 見直しの内容（案）

ア 評価対象から除外する事業

今年度（令和４年度取組分）から評価の対象としない事業及び理由等については、別添資料「（確認用）実行計画評価対象事業見直し案」をご参照ください。

※１ 表中の「見直し理由」は上記【見直しの基準】から該当するものを記載しています。また、法令等の他制度により実施している事業については「法令・計画等」に該当するものを記載しています。

※２ 表中の「取組内容」及び「次年度以降の取組方針」は前回（令和３年度取組分）記載していただいた内容です。

イ 継続して評価対象とする事業

上記【見直しの基準】に従い、評価対象事業の絞り込み（適正化）を行った結果、今年度（令和４年度取組分）以降の評価対象事業を次のとおりとします。

＜＜評価対象事業＞＞

	基本計画・施策	計画に掲げた初年度（R3）の取組事項	担当課
1	再生可能エネルギー関連企業の活性化	再生可能エネルギー技術開発を担う市内事業者の育成	環境課
2	自然生態系分野	植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握	環境課
3	貴重な動植物の調査と市民への公表	動植物の調査・公表	環境課
4	湧水地周辺の自然環境の一体的な保全と周辺自治体との連携	連携・保全	環境課
5	生物の多様性やその生態系を重視した自然の保全	緑地・水辺環境の保全	環境課
6	ポイ捨て・路上喫煙防止条例に基づく美化活動の促進	美化推進地域の清掃活動の促進	環境課
7	花や緑のあふれる空間づくりの推進	植栽の維持管理	環境課
8	環境教育・環境学習の推進	環境講座の開催	環境課
9	市内の研究機関や事業者と連携した環境活動・啓発の推進	市内の研究機関・事業者と連携した啓発活動	環境課
10	地域やボランティア団体と連携した環境活動の推進	活動支援・登録促進	環境課
11	環境活動を行うボランティアや NPO の育成と支援	活動支援	環境課
12	環境学習・環境活動のための拠点づくり	環境団体との連携	環境課